

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 趣旨

輸出の拡大や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした家庭内消費の拡大、輸入品から国産品への切り替えなど需要構造が変化中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に進めていく必要がある。このため、需要の変化に対応し、新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支援を行う。

第2 事業の内容等

1 支援対象となる品目及び取組内容

本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細はⅠからⅢまでのとおりとする。

- Ⅰ 果樹
- Ⅱ 茶
- Ⅲ 花き

(1) ほ場条件整備

園内道の整備やほ場の傾斜緩和、土壌土層改良、排水路の整備によるほ場条件の整備に係る経費への支援

(2) 設備導入

かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備の導入等に係る経費への支援

(3) 品質向上

有機栽培への転換、茶の棚施設を利用した栽培方法への転換、茶の直接被覆栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析に係る経費への支援

(4) 技術実証・展示

安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験の実施及び新技術等の展示ほの設置に係る経費への支援

(5) 品目等転換検討・調査

より需要のある品目等への転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討に係る経費への支援

(6) 伐採・抜根・整地

永年性作物の優良品種等の植栽や園地整理、品目転換等のための伐採（樹体を根元から切断することをいう。）・抜根及び整地に係る経費への支援

(7) 栽培環境整備

品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入に要する経費への支援

(8) 植栽

果樹及び茶の優良品種等の植栽等（伐採・抜根・整地後の植栽を含む。）に要する経費への支援

(9) 未収益支援

果樹及び茶の植栽等により発生する未収益期間の樹体管理に要する経費への支

援

(10) 研修の開催等

新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等の取組に要する経費への支援

(11) 推進事務

(1) から (10) までの取組を実施するための推進事務に要する経費への支援

2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は別表1のとおりとし、事業実施主体（第2の1のI及びIIの事業にあっては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第2の1の取組に要する経費の補助率は、以下及びIからIIIまでに定める通りとする。

ただし、果樹に係る事業にあっては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。

(1) ほ場条件整備 1／2以内

(2) 設備導入 1／2以内

(3) 品質向上 1／2以内

(4) 技術実証・展示 定額、1／2以内

(5) 品目等転換検討・調査 定額（転換面積10a当たり2万円。ただし1経営体当たり上限20万円とする。）

(6) 伐採・抜根・整地 1／2以内

(7) 栽培環境整備 定額（転換面積10aあたり30万円以内）

(8) 植栽 1／2以内

(9) 未収益支援 定額

(10) 研修の開催等 定額

(11) 推進事務 定額

第3 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

1 審査

第2の1のIの事業については農産局において、第2の1のII及びIIIの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表2のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第2の1のⅠの事業については応募者に対して、第2の1のⅡ及びⅢの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の通知があった場合、応募者に対し審査結果を通知するものとする。
- (3) 農産局長及び地方農政局長等は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができるものとする。
なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、第2の1のⅠにあつては農産局長、第2の1のⅡ及びⅢにあつては地方農政局長等（以下「農産局長等」という。）へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。
なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。
- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。
 - ア 事業内容の取組の新設
 - イ 成果目標の変更
 - ウ 特に必要と認められる重要な変更なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。
- (3) 第2の1のⅡ及びⅢの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。
 - ア 事業の実施要件を全て満たしていること。
 - イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。
 - ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。
ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長等に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 農産局長等は、(1)のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第5 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

- 1 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者(果樹はⅠの第2の3、茶はⅡの第4の(6)に記載)のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。
 - (1) 農産局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 事業実施主体が第7の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき。
 - (3) 導入した設備が消滅又は消失したとき。
 - (4) 導入した設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。
 - (5) 改植等の取組が継続されていないこと、改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

- 1 管理運営
支援対象者は、事業により整備した設備やほ場(以下「設備等」という。)について、法定耐用年数の満了時まで、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。
- 2 指導監督
事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。
また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。
- 3 事業名等の表示
支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

第7 点検評価等

- 1 事業実施状況の報告
(1) 事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況

を別紙様式第3号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。

(2) 農産局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価及び改善指導

(1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。

(2) 農産局長等は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

別表1 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 (ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必 	<ul style="list-style-type: none"> 自らが会議室を所有している場

		要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	合は、その会議室を優先的に使用すること。
通信運搬費		・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料は除く。
借上費		・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
印刷製本費		・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
資料購入費		・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
原材料費		・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要な原材料の経費	
資機材費		・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
消耗品費		事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
植栽費		・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
転換等助成費		・生産者が転換先品目を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産	

		資材等の経費	
	未収益期間栽培管理費	・植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費	
	ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	
	設備設置費	以下の設備の設置に直接必要な経費 ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代等の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・自身、自身の代表者及び自身に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。

		するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース
- ・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別表2（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。	十分認められる。	5
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定され	おおむね認められる。	3
		一部認められる。	1

	<ul style="list-style-type: none"> ているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	認められない。	0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
品目ごとに、2項目の審査基準を設定			

2 各品目の審査基準

(1) 果樹

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
果実・果樹に対する知見	<ul style="list-style-type: none"> ・果実の生産に関する知見を有しているか。 ・果実の流通に関する知見を有しているか。 ・果実の加工に関する知見を有しているか。 ・果実の消費に関する知見を有しているか。 ・果樹に係る試験研究等果樹農業に関する知見を有しているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
事業実施者等との協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者と事業実施者との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・『果樹産地構造改革計画について』（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知。）に基づく産地協議会や農業協同組合等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 3 1 0

(2) 茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント	
茶に対する知見	<ul style="list-style-type: none"> ・茶の生産に関する知見を有しているか。 ・茶の流通に関する知見を有しているか。 ・茶の加工に関する知見を有しているか。 ・茶の消費に関する知見を有しているか。 ・茶に係る試験研究等茶業に関する知見を有しているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0	
成果目標に関する基準	Ⅱの第4の(1)のア	産地で推奨する品種の栽培面積の割合	100% 95%以上 90%以上 85%以上 80%以上 80%未満	5 4 3 2 1 0
	Ⅱの第4の(1)のイ	産地で推奨する品種へ転換する面積の割合	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 10%未満	5 4 3 2 1 0
	Ⅱの第4の(1)のウ	生産量又は販売額の増加割合	20%以上 18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 12%未満	5 4 3 2 1 0
	Ⅱの第4の(1)のエ	有機栽培面積の割合	28%以上 26%以上 24%以上 22%以上 20%以上 20%未満	5 4 3 2 1 0

	IIの第4の(1)のオ	輸出处向け栽培面積の割合	28%以上 26%以上 24%以上 22%以上 20%以上 20%未満	5 4 3 2 1 0
	IIの第4の(1)のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合 ※災害発生年と比較する単収は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの3年間の平均値とする。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 10%未満	5 4 3 2 1 0

(3) 花き

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標に関する基準 (IVの第8の1)	転換元品目から転換先品目への転換面積 ※転換先面積の品目が複数の場合は、各品目の合計の面積とする。	140a以上 115a以上 90a以上 65a以上 40a以上 40a未満	5 4 3 2 1 0
転換先品目に関する需要状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・転換先品目の需要を把握しているか。 ・転換面積と需要見込み量が整合していると認められるか。 ・転換先品目の需要が輸出拡大又は新たな用途などの国内の既存生産者と競合しない需要か。 ・転換先品目について継続的な需要確保が見込まれるか。 ・協議会の場合は実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）が構成員となっている、協議会以外の場合は実需者と連携し事業を実施する体制となっているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0